外国居住者等所得相互免除法第三十七条第一項					外国居住者等所得相互免除法第三十七条第二項				租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十六年法律第四号。以下この条において「特例法」という。）第三条の二第一項（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第一項に規定する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律をいう。）第三条第一項	租税条約等実施特例法第三条第二項	
第六十七条の十八第一項」と、「ときは」とあるのは「ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第三十七条第一項において準用するこの条の規定は適用せず」と、「同法					前条第一項中「ときは、」とあるのは「ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず」と、						
「租税特別措置法第四十条の三の三第一項					所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税又は						
第六十七条の十八第一項」と、「ときは」とあるのは「ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず」と、「同法	所得税に係る延滞税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に係る延滞税	所得税の額	所得税又は	所得税の額	所得税に係る延滞税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に係る延滞税	所得税の額	所得税又は	所得税を	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税を
「租税特別措置法第四十条の三の三第一項	所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税又は	所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税又は	とする	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税を
第六十七条の十八第一項」と、「ときは」とあるのは「ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第三十七条第一項において準用するこの条の規定は適用せず」と、「同法	所得税に係る延滞税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に係る延滞税	前条第一項中「ときは、」とあるのは「ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず」と、	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税又は	所得税の額	所得税に係る延滞税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に係る延滞税	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税又は	とし、当該免税対象の役務提供対価につきこれらの規定により徴収して納付すべき所得税の額について、我が国が国の防衛力の抜本的な強化等に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の二十六第一項の規定の適用があるものとする	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税を
「租税特別措置法第四十条の三の三第一項	所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税又は	所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税又は	所得税を	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税を
第六十七条の十八第一項」と、「ときは」とあるのは「ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第三十七条第一項において準用するこの条の規定は適用せず」と、「同法	所得税に係る延滞税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に係る延滞税	前条第一項中「ときは、」とあるのは「ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず」と、	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税又は	所得税の額	所得税に係る延滞税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に係る延滞税	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税又は	と	